

生駒市条例第 37 号

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 28 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市公園条例の一部を改正する条例

生駒市都市公園条例（昭和 45 年 3 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 条の 4」を「第 2 条の 5」に改める。

第 2 条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（公園施設の設置基準）」を付する。

第 2 条の 4 の見出しを削り、第 1 章の 2 中同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 5 1 の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。

別表第 2 中

(7) 標識	その都度市長が定める額	を
--------	-------------	---

(7) 標識	その都度市長が定める額	に、「寄り難い
(8) 生駒山麓公園ふれあいセンター内に設ける社会福祉施設	1 平方メートル 1 年につき 2,000 円	

」を「より難い」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。